

平成15年10月30日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 殿

社団法人日本印刷産業連合会
会長 藤田弘道

「コンテンツビジネス振興に係る課題」への意見

「コンテンツビジネス振興に係る課題」につきまして、下記の通り意見を申し述べます。
ご勘案頂ければ幸甚に存じます。

記

1. 統一的なコンテンツ情報管理システムの構築について

(知的財産推進計画 第4章3.(2)①)

コンテンツを利用しようとする際に、コンテンツの権利者の特定や、適正な権限に基づき作成されたコンテンツであるかの確認が困難な場面が存在し、コンテンツ流通の阻害要因となっている。これらのコンテンツ情報を一括管理するデータベースの構築は、コンテンツの流通に大きく資するものであり、映像コンテンツに限らず推進すべきと考える。また、コンテンツIDなど、コンテンツ認証を可能とするシステムが社会インフラとして必要であり、知的財産本部において業種横断的に検討すべきと考える。

2. 官庁・地方公共団体等による著作権等の譲渡要求について

官庁・地方公共団体からイラストその他の情報成果物の作成業務を受託するに際し、著作権をはじめ、版下・フィルム等の資産の譲渡を条件とされることが多々ある。しかし、その条件は全く一方的であるとともに変更は実質的に不可であり、また譲渡された著作物等は必ずしも活用されているようには見受けられず、譲渡が妥当でないと思われる場合がある。これらの著作権が受注業者に帰属していればコンテンツを活用させることができ、逆にこのような著作権等の譲渡はコンテンツの制作環境を悪化させるものとする。以上から、官庁等の妥当でない権利の譲渡を制限する規制が必要であると考え

3. 著作権法第67条の裁定制度の見直しについて

既存のコンテンツを利用しようとする際に、相応の努力を払っても権利者を特定することができずに市場性のあるコンテンツを流通できない場面が多々存在する。この問題を解決するために著作権法に定める裁定制度を利用したいところだが、時間がかかりす

きるなど実用的な運用状況にない。手続を簡略化・迅速化するなど利用し易い制度にすれば、コンテンツの活用が促進され、コンテンツ産業に資するものとする。

4. 出版物に関する「版面権」について

(知的財産推進計画 第4章2.(1)②キ)

出版物の複製に係る報酬請求権について、2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出するとあるが、著作物にかかわる権利を増やすことは利用者の経済的負担及び利用のための手続が増大し、著作物の積極的な活用に必ずしも資するとは限らないと考えられる。また、「版面権」の根拠となっている出版物のデザインは必ずしも出版者が行っているとは限らず、印刷会社やデザイン会社が行っている場合も多い。以上のことから、「版面権」の導入には極めて慎重な検討が必要であるとする。

5. 著作権法における権利制限の一般規定の導入について

我国著作権法の権利制限規定は、限定列举と解されている。しかし、権利制限規定で救済されないが、例えば著作物の背景利用など、明らかに妥当性を有するような著作物の使用についてまで権利が及ぶとすることは、権利処理の負担をいたずらに増加させ、新たな著作物の創作や著作物の流通を阻害する要因となっている。使用目的、著作物の性質、使用する量、マーケットへの影響等の考量要素を明確にしたうえで、フェア・ユースなどの概念を規定し、それに該当する場合には、権利者の承諾を得ることなく著作物を使用できることとする旨の権利制限の一般規定を導入すべきであるとする。

以上